

賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案 新旧対照条文

一 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第四条関係）	1
二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第一百十二号）（抄）（附則第五条関係）	2
三 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄）（附則第六条関係）	3

改正案		現行	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九 条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十 九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係） 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定 、指定又は技能証明の事項	課税標準	課税標準	税率
	税率	税率	税率
一〇百五十（略） 百五十の二 家賃債務保証業者又は家賃等弁済情報提供事業者の登録 (一) 賃借人の居住の安定を確保するための 家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃 等の取立て行為の規制等に関する法律（ 平成二十二年法律第 号）第三条第 一項（登録）の家賃債務保証業者の登録 （更新の登録を除く。） (二) 賃借人の居住の安定を確保するための 家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃 等の取立て行為の規制等に関する法律第 三十三条第一項（登録）の家賃等弁済情 報提供事業者の登録（更新の登録を除く ）。	登録件数 一件につき十 五万円	登録件数 一件につき九 万円	税率 税率
百五十一―百五十九（略）	百五十一―百五十九（略）	百五十一―百五十九（略）	百五十一―百五十九（略）

○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（居住支援協議会等）</p> <p>第十条 地方公共団体、宅地建物取引業者、家賃債務保証業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、居住支援協議会を組織することができる。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（居住支援協議会等）</p> <p>第十条 地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、居住支援協議会を組織することができる。</p> <p>2・3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十三の二 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律（平成二十二年法律第 号）の規定による賃借人（同法第二条第二項に規定するものをいう。）の利益の保護に関すること。</p> <p>十四～二十七 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四～二十七 （略）</p>